平成１８年４月２０日

各　　位

会　　社　　名 株式会社スリーエフ
代 表 者 名　代表取締役社長　中　居　勝　利
（コード番号　７５４４　東証第２部）
お問い合わせ先　取締役業務室長　山　﨑　英　士
ＴＥＬ　０４５－６６１－８５１７

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成18年4月20日開催の取締役会において、平成18年5月25日開催予定の第25回定時株主総会に下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたで、お知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）事業の拡大に伴い事業目的をより明確にするため、事業目的の追加を行うものであります。

（２）「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）が平成17年２月１日に施行されたことに伴い、電子公告を採用するとともに予備的な公告方法を定めるものであります。

（３）「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）ならびに関係政省令が平成18年５月１日に施行されることに伴い、以下の変更を行うものであります。

①当社定款には取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の定めがあるとみなされることから、当該規定を新設するものであります。

②上記①により、会計監査人の章および規定を新設するものであります。また、会計監査人がその期待される役割を十分に果たすことができるよう、会計監査人との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けるものであります。

③当社定款には株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされることから、当該規定を新設するものであります。

④定款に定めを置くことにより単元未満株主の権利を制限することが可能となったことから、単元未満株主の管理の効率化を図るため、当該規定を新設するものであります。

⑤現行定款の「名義書換代理人」は「株主名簿管理人」に名称が改められ、また当社定款には株主名簿管理人を置く旨の定めがあるとみなされること、および株主名簿管理人に対して新たに新株予約権原簿に関する事務を委託することから、所要の変更を行うものであります。

⑥株主総会の招集手続における参考書類等の提供に際して、インターネットの利用が一部可能となったことから、株主総会の招集事務の効率化を図り、株主様の利便性を向上させるため、当該規定を新設するものであります。

⑦株主総会における議決権の代理行使に際して、代理人の数を制限できることとなったことから、株主総会運営の効率化を図るため、所要の変更を行うものであります。

⑧定款規定を置くことにより、取締役の解任要件を株主総会の特別決議とすることができることから、当該規定を新設するものであります。

⑨一定の要件を満たした場合には取締役会の書面決議が可能となったことから、取締役会の機動的、効率的な運営を実現するため、当該規定を新設するものであります。

⑩定款規定を置かなくとも補欠取締役、補欠監査役を選任できるようになったことから、現行定款の補欠監査役の選任に関する規定を削除するものであります。

⑪社外監査役の責任を限定する契約を締結することが可能になったことから、社外監査役がその期待される役割を十分に果たすことができるよう、社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

⑫会計監査人設置会社で、取締役の任期が１年であり、かつ監査役会設置会社である場合には、定款に規定を置くことにより剰余金の処分を取締役会決議で実施することが可能となったことから、機動的な資本政策および配当政策を遂行するため、当該規定を新設するものであります。

⑬以上のほか、表記および参照条文等を会社法に準拠させるための所要の変更を行うものであります。

(４)「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）が平成14年４月１日に施行されたことに伴い、不要となった転換社債の転換の時期に関する規定を削除するものであります。

(５)以上の変更に伴い、所要の条数変更等を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　　更　　　案
第1章　　総　則	第1章　　総　則
(目　的)	(目　的)
第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1．～2．(条文省略)	1．～2．(現行どおり)
(新　設)	3．弁当および惣菜等調理食品の製造および販売
3．～13．(条文省略)	4．～14．(現行どおり)
14．情報処理サービス業および情報提供サービス業、労働者派遣事業、電気通信事業法に基づく付加価値情報通信網の有償提供およびその代理業務	15．情報処理サービス業および情報提供サービス業、電気通信事業法に基づく付加価値情報通信網の有償提供およびその代理業務
(新　設)	16．労働者派遣事業、有料職業紹介業
15．～28．(条文省略)	17．～30．(現行どおり)
(新　設)	(機　関) 第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人
(公告の方法) 第4条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第2章　　株　式	第2章　　株　式
(株式の総数) 第5条　当会社が発行する株式の総数は、30,000千株とする。	(発行可能株式総数) 第6条　当会社の発行可能株式総数は、30,000千株とする。
(新　設)	(株券の発行) 第7条　当会社は、株式に係る株券を発行する。

現　　行　　定　　款	変　　　更　　　案
(自己株式の取得) 第６条　当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	(削　る)
(１単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第７条　当会社の１単元の株式の数は、100株とする。 ２　当会社は、１単元の株式の数に満たない株式（以下、「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。 ２　当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。
(新　設)	(単元未満株式についての権利) 第９条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利 （２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
(基準日) 第８条　当会社は、毎年２月末日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ２　前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	(削　る)

現　行　定　款	変　更　案
(名義書換代理人) 第９条　当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ２　名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選任し、これを公告する。 ３　当会社の株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。	(株主名簿管理人) 第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
(株式取扱規程) 第10条　当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第11条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第３章　株主総会	第３章　株主総会
(招集の時期および議決権) 第11条　当会社の定時株主総会は、毎年５月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 ２　定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年２月末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主とする。	(招　集) 第12条　当会社の定時株主総会は、毎年５月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (削　る)
(新　設)	(定時株主総会の基準日) 第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年２月末日とする。
(招集権者および議長) 第12条　(条文省略)	(招集権者および議長) 第14条　(現行どおり)

現　　行　　定　　款	変　　　更　　　案
(新　設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(決議の方法) 第13条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。 2　商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行う。	(決議の方法) 第16条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
(議決権の代理行使) 第14条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2　株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
(議事録) 第15条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。	(削　る)
第４章　取締役および取締役会 (員　数) 第16条　(条文省略)	第４章　取締役および取締役会 (員　数) 第18条　(現行どおり)

現　行　定　款	変　更　案
(選任方法) 第17条　(条文省略) ２　取締役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 ３　(条文省略)	(選任方法) 第19条　(現行どおり) ２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３　(現行どおり)
(新　設)	(解任方法) 第20条　取締役は、株主総会において解任する。 ２　取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
(任　期) 第18条　取締役の任期は、就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	(任　期) 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削　る)
(代表取締役および役付取締役) 第19条　代表取締役は、取締役会の決議により選任する。 ２　取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役および役付取締役) 第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ２　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
(取締役会の招集権者および議長) 第20条　(条文省略)	(取締役会の招集権者および議長) 第23条　(現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第21条　(条文省略) ２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	(取締役会の招集通知) 第24条　(現行どおり) ２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現　行　定　款	変　更　案
(取締役会の決議方法) 第22条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。	(取締役会の決議の省略) 第25条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
(取締役会の議事録) 第23条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(削　る)
(取締役会規程) 第24条　(条文省略)	(取締役会規程) 第26条　(現行どおり)
(報酬) 第25条　取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。	(報酬等) 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
(取締役の責任免除) 第26条　当会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第１項第５号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ２　当会社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第１項第５号の行為による賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第28条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役および監査役会 (員　数) 第27条　(条文省略)	第５章　監査役および監査役会 (員　数) 第29条　(現行どおり)

現　　行　　定　　款	変　　　更　　　案
(選任方法) 第28条　(条文省略) ２　監査役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	(選任方法) 第30条　(現行どおり) ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(任　期) 第29条　監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(任　期) 第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(補欠監査役) 第30条　法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ２　前項の選任については、第28条第２項に定める規程を準用する。 ３　第１項の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。 ４　補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(削　る)
(常勤の監査役) 第31条　監査役は、互選により常勤の監査役を定める。	(常勤の監査役) 第32条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
(監査役会の招集通知) 第32条　(条文省略) ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	(監査役会の招集通知) 第33条　(現行どおり) ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
(監査役会の決議方法) 第33条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。	(削　る)

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(監査役会の議事録) 第34条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(削　る)
(監査役会規程) 第35条　(条文省略)	(監査役会規程) 第34条　(現行どおり)
(報酬) 第36条　監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。	(報酬等) 第35条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(監査役の責任免除) 第37条　当会社は、商法第280条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	(監査役の責任免除) 第36条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
(新　設)	２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(新　設)	第６章　　会計監査人
(新　設)	(選　任) 第37条　会計監査人は、株主総会において選任する。
(新　設)	(任　期) 第38条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

現　　行　　定　　款	変　　　更　　　案
（新　設）	（会計監査人の責任免除） 第39条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第６章　　計　算	第７章　　計　算
（営業年度） 第38条　当会社の営業年度は、毎年３月１日から翌年２月末日までの１年とする。	（事業年度） 第40条　当会社の事業年度は、毎年３月１日から翌年２月末日までの１年とする。
	（剰余金の配当等の決定機関） 第41条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段に定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。
（利益配当金） 第39条　利益配当金は、毎年２月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。	（剰余金の配当の基準日） 第42条　当会社の期末配当の基準日は、毎年２月末日とする。
（新　設）	２　当会社の中間配当の基準日は、毎年８月31日とする。
（中間配当） 第40条　当会社は、取締役会の決議により、毎年８月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。	（削　る）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(転換社債の転換の時期と配当金) 第41条　当会社が発行する転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換が３月１日から８月31日までになされたときは３月１日に、９月１日から翌年２月末日までになされたときは９月１日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。	(削　る)
(配当金の除斥期間) 第42条　利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	(配当金の除斥期間) 第43条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以　上